**平成３０年６月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成30年６月25日（月）　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、脇山亞子委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、瀧本朝光委員、佐々木美穂委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、大竹建治生涯学習係長、

　　　　　　　　　　奥村裕学校教育指導員、兼田千夕季主事補

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

　　　(１)　　　真鶴町立真鶴中学校に係る部活動の方針について

指導主事：　　　　　資料の１になります。この度、「真鶴町立中学校に係る部活動の方針（案）」を作成しました。皆様にご審議いただければと思います。この部活動の方針ですけど、平成30年３月に参考資料として付けておりますスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」というものが出されました。それを受けまして平成30年４月に神奈川県のほうで「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」に「神奈川県立学校に係る部活動の方針」といったものが出されました。国及び県のほうから出されたものを参考にしながら国に則り県を参考にといったような形で町の部活動の方針を作成いたしました。町の部活動の方針ですけど、１市３町、小田原市、箱根町、湯河原町と真鶴町、それぞれの指導主事または課長等と相談をしながら、内容についてそろえるような形で作成しましたことを申し伝えます。

　　　　　　　　　　それでは内容についてご説明をいたします。まず、本方針策定の主旨についてです。１つ目の○です。これは部活動の目的が書かれております。部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主的な協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行わなければならない。部活動は大変意義のあるものだということが、ここに書かれております。

　　　　　　　　　　２つ目の○です。この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年３月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。また、神奈川県においても、国のガイドラインに則り「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」が策定されました。それは３つの視点で見直しをしております。１つ目がここに書かれましたスポーツ障害やバーンアウトの予防。２つ目が生徒のバランスのとれた生活と成長の確保。３つ目の視点は子どもではなくて、指導する先生方ですが、先生方の働き方について。この３点から方針の策定を行っております。

　　　　　　　　　　３つ目の○です。真鶴町教育委員会では、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、方針を策定しました。

　　　　　　　　　　４つ目の○です。また、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用するこことしました。

　　　　　　　　　　スポーツ障害やバーンアウトの予防といった部分では、運動部活動が中心になるのですが、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、生徒が自主的な生活を送っていくといった面では、部活動に係る時間が長時間になればなるほど、そこの部分が弱くなるのではないかといったところは、運動部活動だけではなく、文化部活動にもかかってくるだろうというところで、両方の部活動を区別することなく適応するというように考えております。

　　　　　　　　　　１、適切な運営のための体制整備

　　　　　　　　　　（１）部活動の方針の策定等

　　　　　　　　　　ア、校長は、学校教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。これにつきましては、町の方針を受けて今度は学校として、｢学校の方針｣を作成することになります。ですから町の方針が概要的に書かれておりますので具体につきましては学校のほうで検討して策定をしていくような形になります。

　　　　　　　　　　イ、顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。ただ、ここにつきましては学校に確認したところ、様式は揃えたものではないけれど、既に学校のほうでは年間計画は提出を受けている。また、月別のそういった計画も顧問のほうから学校長のほうに出されていると伺っています。ここに付いている様式については学校による任意のものですが、県立学校等の様式等を参考様式として学校の方には提示をしていきたいと思っています。

　　　　　　　　　　ウ、活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。これにつきましても真鶴中学校の方では４月の保護者説明会で部活の説明会もそこで行われたと伺っております。

　　　　　　　　　　（２）指導・運営に係る体制の構築

　　　　　　　　　　イの部分をご覧下さい。部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。現状では真鶴中学校の方ではそれぞれ複数名顧問を配置できている状況です。今後についてもこの状態が続くように教員の配置が必要と考えております。教員で配置できない場合は今後地域の指導員の方といったところも含めて考えていかなくてはいけないと思います。

　　　　　　　　　　オです。校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。と示しております。おそらく学校の方針の中では、この部活動の活動実績の状況の確認については学校の方針の中で具体的なものを示していくのかというように考えております。

　　　　　　　　　　３つ目です。適切な休養日等の設定です。部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。また、休養日の設定に当たっては次の通り、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。今回の方針の一番の目玉の部分となります。

　　　　　　　　　　休養日の設定についてです。これについては県の方針と同じような形で設定をしました。四角囲みの中をご覧下さい。週当たり平日１日以上、週休日１日以上の休養日を設けること。

　　　　　　　　　　具体的な運用についてです。

　　　　　　　　　　①各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り返ることや半日を単位とすることも可能とする。

　　　　　　　　　　②年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも１日（週休日は半日×２日も可）以上の休養日を設けるようにする。

　　　　　　　　　　52日の考え方です。

　　　　　　　　　　①平日は放課後の部活動が行われない日を１日とする。

　　　　　　　　　　②週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を１日とし、半日の休養日を0.5日とする。

　　　　　　　　　　③長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

　　　　　　　　　　４つ目です。生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備は生徒のニーズを踏まえた部活動の設置であったり、地域との連携等、ここに記載してある通りです。

　　　　　　　　　　５つ目の取り組みの検証についてですけど、適宜取り組み状況を把握し、検証していきたいと思います。これについては学校長とも相談をしながらどのような形で行っていくのか具体的なものを詰めていきたいと思っております。以上です。

　教育長：　　　　　では、まず最初にご質問を伺い、意見はその後にいたします。まず、１ページの本方針策定の趣旨等とその下の適切な運営のための体制整備、これは２ページの２行目までいっています。この部分についてご質問がありましたらお願いします。

　委員：　　　　　　策定ということで、先ほどから説明の中で中学校で具体をという話もあったんですけど、真鶴の場合１中ですよね。それで、ここの方針に対して学校の内容がどの程度変わってくるのかという、かなり細かい部分もはいっているなという読み取りをしているんですけど、この後、学校で使うんですよね。それはどの辺のところが作られていくのかなという質問です。

指導主事：　　　　　真鶴中学校で策定はするのですが、中学校長会の方にもこの案は提示をしております。また、部活動に係ることなので、当然、横との関係もあると思います。ですので、中学校間の連携等で具体の部分を検討して策定していく部分もあろうかというように考えております。

　教育長：　　　　　よろしいですか。

　　委員：　　　　　町で作るというのは、町の方針として一つ作られていくと思うんですけど、学校で作るといったときに、この作っているのは学校教育計画だとか、その中の部活動としてやっていくという感じですか。これを受けて新たに作るということですか。

指導主事：　　　　　これを受けて学校の方針を作る、いじめの方針と同じような形です。

　　委員：　　　　　新たにまたそれを作っていくということですね。

指導主事：　　　　　はい。そうです。

　　委員：　　　　　わかりました。

　教育長：　　　　　他にいかがですか。１番の（１）のアで校長が作成するとなっているんですが、いつまでというのがあるんですか。

指導主事：　　　　　期限は設けていないのですけど、今年度中に、もう既に動いているということがありますので、なるべく早い時期に伝えたいと思います。

　教育長：　　　　　では、２ページの２番、３番、４番、３ページの５番。そこの後半の部分についてご質問がありましたらお願いします。では、無いようでしたらご意見を伺います。これは区切りません。この方針（案）の何処でも構いませんので、ご意見がありましたらお願いします。意見については反対とか、そういうことだけでなくて、賛成とか、そういうような趣旨の意見も、是非お願いしたいと思います。

　　委員：　　　　　これによって地域のボランティアの方々と中学校の生徒達が、親密にというか信頼関係ができていくと、色々なところで役立つのではないかと思いますので、是非地域の方もたくさん受け入れるようにしてもらいたいなと思います。

　教育長：　　　　　今の脇山委員のご意見については特によろしいですか。

指導主事：　　　　　地域指導員を含めて、様々な方が部活動に関わってくるというのは、今後必要なことだと思いますので、ご協力いただけるところは受けていきたいと思っています。

　教育長：　　　　　他にご意見がありましたらお願いします。私からなんですけど、先ほどの説明の中で１ページの１番、適切な運営のための体制整備の（１）の部活動の方針の策定等のイでそれぞれの顧問が年間指導計画を作成し、とありましたが、これは既に中学校は作成しているということだったんですけど、ただ、やはり今後は町の方針やその上のアの校長が作成するものがありますよね。それを踏まえた、その趣旨を反映した年間指導計画を作成するということでないと、方針は方針で新しくできたんですけど、こっちは変わらなかったと言うのでは絵に描いた餅になってしまいますので、やはりちゃんと踏まえて、今後、指導計画を作っていくということで、是非これは学校の方へも伝えていただきたいと思います。

　　委員：　　　　　テスト前なんですけど、以前はテスト２週間前から、部活動は停止になったんですね。でも、ここ２～３年は１週間前に変わってしまったんです。１週間前からのテスト勉強というと、やはりそこは、もう少し考えるべきなのではないかと思います。

　教育長：　　　　　この現状は教育指導員お願いします。

教育指導員：　　　　２週間前というのは、珍しいケースかと思います。私が知る限りほとんどの中学校は１週間前です。この１週間に特別な勉強を要するような定期試験は行いませんので、１週間で十分復習ができる定期試験のかたちにしています。

　　委員：　　　　　10年くらい前は２週間でした。１週間で十分だと。

教育指導員：　　　　そうですね。そういう内容の試験を行いますので、今までの授業で積んできたことを復習する期間だよということでやっています。

　　　　　　　　　　それを教員側の都合で１週間前にワークをどさっと出さないような教師を学校は指導しています、テスト対策用プリントと言うのがあるんですけど、毎時間、毎時間使うようになっています。ですから、その単元が終わったところで単元のまとめとして、定期的に向けてプリントやワークをちゃんと積み重ねていくようにしており、生徒は学習ノートやそうしたプリント、ワークなどを復習すれば、１週間で十分良いはずです。

　教育長：　　　　　他にご意見がありましたらお願いします。では、無いようでしたら、真鶴町立中学校に係る部活動の方針。先ほど示された内容について賛成いただける方は、挙手をお願いします。

　全委員：　　　　　全員挙手

　教育長：　　　　　全員賛成です。（案）の字を消していただきたいと思います。では、次の協議事項に移ります。事務局お願いします。

　　（２）　　　　　平成30年度真鶴小・中学校副読本の改訂について

指導主事：　　　　　真鶴町立の学校では、この様なものを副読本として使っております。小学校の方がひらがなで「まなづる」と書いた副読本です。中学校の方は漢字で「真鶴」と書いた副読本です。もう、２年使っていくのですが、これが前回改訂されましたのが、平成24年度なんですね。平成32年度は小学校が、平成33年度は中学校が、学習指導要領が変わります。その学習指導要領の改訂に伴いまして、この副読本も直していくというところで、今年度、また来年度、２年間をかけて副読本の編集を行っていきたいと考えております。その際の編集の方針についてご説明いたします。

　　　　　　　　　　資料２をご覧下さい。１番、編集の基本的な考え方です。授業の学習活動の中で扱うものですので、当然、学習指導要領の内容から外れるものであってはいけないというところで、１つ目、新学習指導要領の内容に準拠したものである。２つ目の○です。当然、教科等の学習で活用しますけども、更に「まなづるふるさと教育」を意識した学習活動の中で生かせるもの、活用できるものにしていく。そういったことを前提にしながら現行のものを見直して、改訂をしていきたいと考えております。

　　　　　　　　　　２番、編集内容です。まず小学校版です。今、この小学校版の副読本を主に使っておりますのは、３年生と４年生になります。３年生と４年生の社会科の学習なのですが、地域を教材としたもの、地域を学ぶというような学習内容になっておりますので、文科省の方で検定をした一般の教科書ですと、真鶴町といったところが当然その教科書の中にはありませんので、こういった副読本に書かれたことを教科書に代用して使いながら学習を進めている状況です。ですので、ここは当然この次の副読本でも、引き続いて３、４年生の社会科で活用していけるものとする。更に次の学習指導要領では、子どもたちの主体的な学習といったところがうたわれていますので、子どもたちが、この資料をただよむだけでは無くて何か自分が調べるために、これを活用すると、自分が知りたいことを解決するための１つの方策として、副読本を使っていけるような、主体的な学習を支えるような資料にしていきたいというように考えております。また、この副読本の第７章のところに真鶴町の町作りといった項目がございます。ここについては３年生、４年生だけではなく６年生の社会科の「政治学習の地方公共団体の学習」とか各学年での「総合的な学習の時間」で活用できるというように考えておりますので、３、４年生だけでなく様々な学年で活用を図っていくものにしたいと考えております。

　　　　　　　　　　中学校版です。「歴史」「文化」「自然」「現代の生活と政治」までを含んだ郷土史的なものとするということで、特に学年を決めずに１年生から３年生まで様々な学習場面で活用できるようにというように考えております。これも小学校と同じで生徒の主体的・発展的な学習を支える資料として編集すると。これについても、子どもたちがやはり知りたい、学びたいというような気持ちを持って触れられるような形にしていきたいというように考えております。特に教科としましては、国語科、社会科、理科そして総合的な学習の時間、地域体験学習等での活用を意識して編集をしたいと考えております。小・中学校ともに「真鶴町まちづくり条例」であるとか「第４次真鶴町総合計画」に触れていくと考えております。現行の物もそこに触れておりますので、そこは引き続きというように考えております。また、統計資料をふんだんに使っておりますが、それを最新のものに更新していきます。本文についても、必要に応じて加除修正をしていきます。規格は小・中とも現行と同じＢ５版横書きオールカラーというように考えておりましたが、副読本の第１回の編集委員会をすでに開催しておりまして、学校の方から、もう少し写真や資料を大きく子どもたちに提示をしたいという声がございまして、Ｂ５版ではなく、Ａ４版で作成できないかという声がございました。

　　　　　　　　　　予算の面とか色々検討をしなくてはいけないところもございますが、その中でこの活用方法として、例えば子どもたちが、これを持って移動するとかということを考えていくと、Ａ４版の方が良いのか、Ｂ５版の方が良いのかということもございます。そういったところで、学校でもう1度、どのサイズが良いのかということを検討して下さいというようにお願いしております。その学校からの返答等もいただきながら、もしかしたら、ここにＢ５版と書いてあるところがＡ４版という形になっていくのかというように考えております。実際に印刷会社に確認しましたところ、Ｂ５版をＡ４版に変更するとページ数が同じ場合は予算が1.3倍程になると伺っております。

　　　　　　　　　　３番の編集組織です。第１回の編集委員会は小・中学校の担当の先生方に出席していただいて、６月21日に実際に開催をさせていただきました。これ以降につきましては、それぞれ小学校と中学校では副読本が違いますので、それぞれの学校種別に部会という形で行っていきたいと考えております。

　　　　　　　　　　４番の編集に関わる日程としましては、そこに書いてあります通り平成30年度から31年度の２年間編集を行い、31年度末に印刷をし、平成32年度に、そのときの小学３年生、また、中学１年生に配付をしていきたいと考えております。裏面には活動計画を一覧の表にまとめたものを書いております。参考につけましたのは、第１回の編集委員会の中で、副読本の大本となります。学習指導要領の記載を、ここにまとめて書きました。こういったところを視点にしながら改訂をしていきましょうというところで、ご提示をしたものでございます。私の方からは以上となります。

　教育長：　　　　　これについては第１回の編集委員会が終わっていますが、非常に大事な事業ですので、教育委員さんの意見を踏まえて今後進めていきたいと、協議事項とさせてもらいました。ここに書いてないようなことについてもご意見いただければと思います。まず、質問を受けたいと思います。これは全部通じてご質問がありましたらお願いします。

　　委員：　　　　　ご存知の内容だけで良いんですけど、大体、現場でどの程度活用して、さっき校外学習でも持っていかれるという話があったんですけど他にどんなことがあるかなと。

指導主事：　　　　　小学校ですけど、３・４年生は資料は、これを活用しないと教科書は本当に全体のことが書かれているので、なかなか厳しいといったところです。６年生とか５年生については、やはり活用が十分に図られていないというような声が、参加された先生の方からあがりましたので、今回の編集の中では、その辺りも踏まえていかなくてはいけないというように考えています。中学校もそうなのですが、何か総合的な学習の時間とか、夏休みの課題とか、そういったところで、何か町のことをまとめる時にこれを資料として使っていくというような声を伺いました。

　教育長：　　　　　よろしいですか。他にご質問お願いします。無いようでしたら、ご意見を伺いたいと思います。まず、１つ目の編集の基本的な考えたについてご意見がありましたらお願いします。

　　委員：　　　　　ＩＣＴ教育ということで、ずっと話が出ていたと思うんですけど、その視点で行くと、これも使えるんじゃないかなって、そうしないとＢ５版が良いＡ４版が良いと言われても、サイズをどうするという話になっちゃうんですけど、もうデータとしてどこかに保存していて、子ども達も見えるようなそういう資料集、オールカラーということは、かなりビジュアルを中心になると思うんですよね。文章何とかというよりも。こういう町にあるものの、その資料として写真資料であったり、色々な資料だと思うんですけど、これが見られるんだよという。これを子どもたちが授業の中でパソコンを使った授業の中でもそれを活用できるよということで、やっていくことは出来ないかなと、思いました。

　教育長：　　　　　いかがですか。

指導主事：　　　　　タブレット等によるアプリとしては、まだ難しいと考えています。年度ごとの利用料もかかりますし、その作成についても専門的な技術が必要になってきます。ただ、ここで作成したデータそのものは、もともと電子データとして活用しますので、それを学校の方にお届けをして、それぞれ学校のパソコンの中に資料として入れておくことは可能です。ただ、今後タブレットが子どもたちに数多く整備されて、アプリの作成についても解決できるような状況であれば、紙媒体ではなく、そういったもので見ていければ、より活用を図られるかと思いますが、それはもうちょっと先の改訂になるのではないかと考えています。

　教育長：　　　　　ＩＣＴへの活用というのは今後の課題というようなことでよろしいでしょうか。

　　委員：　　　　　いいえ。計画があれば入れた方が良いと思いますけど、ただ、視点として持っておくと良いのかなと思いました。

　教育長：　　　　　１番の※印がありますよねそこの２つ目の※印で今後ＩＣＴの活用も踏まえた編集をしていくとか、そういう文言を入れておけば、これが次の改訂になるとか、そのことが実際に次になるとか、その次になるのかわからない部分がありますが、ここに入れておくことは大事かなと、そういう文言を入れておく形でお願いします。よろしいですか。

　　委員：　　　　　はい。

　教育長：　　　　　そういう形でお願いします。他に編集の基本的な考え方でありましたらお願いします。では、２つ目。編集内容、小学校、中学校ともにご意見がありましたらお願いします。では、私の方からお願いします。これも※印の４つ目くらいの位置づけでお願いしたいんですが、小・中ともにという感じで、今、真鶴町がこれからを見据えて行っているまちづくりがありますね。例えば地方創生とか、また過疎対策に関すること。やはり、ここの改訂のところで、その内容をしっかり載せておかないとこれから真鶴町がどんなまちづくりをしようとしているのかということが、入って来ないことになりますので、小学校の載せ方、中学校の載せ方があると思いますが、是非、これからのまちづくりに関すること。主な内容としては地方創生事業、もう１つは過疎対策。このことについては、是非、内容として小・中ともに取り上げるということでお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。他に編集内容についてご意見がありましたらお願いします。

　　　　　　　　　　では、３番、４番の編集組織、日程、裏に更に細かい計画がありますが、それらも含めてご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では、先ほどの説明に、１つはＩＣＴに関すること、もう１つはこれからのまちづくりに関することの記載を入れてという形になりますが、そのようなことで、２つのことを加えるということで、この編集方針等について賛成いただける方は挙手をお願いします。

　全委員：　　　　　全員挙手

　教育長：　　　　　はい、全員賛成です。この２つのことについては、小学校、中学校の編集委員さんにもお伝え下さい。次回のときの報告資料で構いませんので、反映したものを資料として定例会の報告の中でお願いします。以上で協議事項を終わります。

報告事項：　　　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

　教育長：　　　　　ご質問はありますか。では無いようでしたら、これで本日の６月定例会を終わります。